

周防大島町告示第75号

平成26年第3回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

平成26年11月19日

周防大島町長 椎木 巧

- 1 期 日 平成26年11月25日
 - 2 場 所 大島庁舎議場
-

○開会日に応招した議員

魚谷 洋一君	平川 敏郎君
田中隆太郎君	広田 清晴君
荒川 政義君	中本 博明君
松井 岑雄君	今元 直寛君
尾元 武君	平野 和生君
吉田 芳春君	濱本 康裕君
新山 玄雄君	小田 貞利君
魚原 満晴君	久保 雅己君

○応招しなかった議員

平成26年 第3回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

平成26年11月25日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成26年11月25日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案説明
- 日程第4 議案第1号 平成26年度竜崎温泉潮風の湯機械設備改修工事の請負契約の締結について
- 日程第5 常任委員会委員の選任について
- 日程第6 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第1 副議長辞職の件
- 追加日程第2 副議長の選挙
- 追加日程第3 議席の一部変更
- 追加日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度周防大島町一般会計補正予算(第4号))
- 追加日程第5 柳井地区広域消防組合議会議員の辞職の件
- 追加日程第6 柳井地区広域消防組合議会議員の選挙
- 追加日程第7 柳井地域広域水道企業団議会議員の辞職の件
- 追加日程第8 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙
- 追加日程第9 柳井地域広域水道企業団議会議員の辞職の件
- 追加日程第10 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙
- 追加日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案説明
- 日程第4 議案第1号 平成26年度竜崎温泉潮風の湯機械設備改修工事の請負契約の締結について

- 追加日程第1 副議長辞職の件
追加日程第2 副議長の選挙
追加日程第3 議席の一部変更
日程第5 常任委員会委員の選任について
日程第6 議会運営委員会委員の選任について
追加日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度周防大島町
一般会計補正予算（第4号））
追加日程第5 柳井地区広域消防組合議会議員の辞職の件
追加日程第6 柳井地区広域消防組合議会議員の選挙
追加日程第7 柳井地域広域水道企業団議会議員の辞職の件
追加日程第8 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙
追加日程第9 柳井地域広域水道企業団議会議員の辞職の件
追加日程第10 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙
追加日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続審査の件

出席議員（16名）

1番 魚谷 洋一君	2番 平川 敏郎君
3番 田中隆太郎君	4番 広田 清晴君
5番 荒川 政義君	6番 中本 博明君
7番 松井 岑雄君	8番 今元 直寛君
9番 尾元 武君	10番 平野 和生君
11番 吉田 芳春君	12番 濱本 康裕君
13番 新山 玄雄君	14番 小田 貞利君
15番 魚原 満晴君	16番 久保 雅己君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 福田 美則君 議事課長 中村 和江君
書 記 岡本 義雄君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	椎木 巧君	副町長	……………	岡村 春雄君
教育長	……………	西川 敏之君	公営企業管理者	……………	石原 得博君
総務部長	……………	奈良元正昭君	産業建設部長	……………	池元 恭司君
健康福祉部長	……………	川口 満彦君	環境生活部長	……………	佐川 浩二君
久賀総合支所長	……………	前崎 浩二君	大島総合支所長	……………	佐本 洋二君
東和総合支所長	……………	藤山 忠君	橘総合支所長	……………	升谷 高広君
会計管理者兼会計課長	……………			……………	松本 康男君
教育次長	……………	岡野 正徳君	公営企業局総務部長	……………	藤田 隆宏君
総務課長	……………	佐々木義光君	財政課長	……………	中村 満男君

午前9時30分開会

○議長（久保 雅己君） おはようございます。本日は御出席いただきましてありがとうございます。ただいまから、平成26年第3回周防大島町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（久保 雅己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、平野和生議員、11番、吉田芳春議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（久保 雅己君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、本日1日限りとすることに決しました。

日程第3. 議案説明

○議長（久保 雅己君） 日程第3、議案の説明に入ります。

町長より議案の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 改めまして、おはようございます。

本日は、平成26年第3回周防大島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変御多忙の中を御参集賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本臨時会に提案をいたしております案件は、工事請負契約の締結に関するもの1件であります。

議案第1号は、平成26年度竜崎温泉潮風の湯機械設備改修工事について、大字小松の株式会社三光電気工業所と工事請負契約を締結することについて、議会の御議決をお願いするものであります。

以上、議案の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、関係参与が御説明申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

なお、この機会に大島幹部交番の建て替えにつきまして、御報告を申し上げます。

旧大島警察署は、平成21年4月1日の警察署再編整備に伴い、柳井警察署に統合され、周防大島幹部交番となりましたが、文字どおり大島郡の「安全・安心」のとりでとして、地域住民の生命・財産を守る最重要機関であります。

しかしながら、現在の幹部交番である旧大島警察署庁舎は、昭和42年に建設され、県内10カ所に立地する幹部交番の中で最も建設年次が古く、老朽化が進んでいる上に耐震基準を満たしていないなど、大きな被害が想定される南海トラフ地震に対しまして、全く無力なものと言わざるを得ません。

こうしたことを踏まえまして、本町における「安全と安心」の要である周防大島幹部交番の早期建てかえと、これを機に、本町全体を視野に入れた災害拠点として、また、「安全・安心ステーション」としてのさらなる機能強化を図られるように、平成25年9月26日に、県知事及び県警本部長に議長及び町長名で要望をいたしたところであります。

山口県としては、防災と防犯機能の一体化を図るため、山口県大島防災センター隣の土地に幹部交番の建設を希望しておりまして、今年5月14日に開催されました久賀・椋野地区自治会連絡協議会においてその旨を説明させていただき、各自治会の意見の集約をお願いしたところでございます。

また、9月24日に各自治会長さんに御参集をいただき、改めて御意見をお伺いいたしました。その主なものは「今の場所より車が入りやすくなる」、「町民の生命に直結するものは「バランス」より「生命の確保」を基準に考えるべき」、「位置が久賀の中央であり最高の場所だ」などの賛成意見や、「本庁の位置の問題」や「グラウンドが狭くなる」、「周防大島高校の久賀校舎へ」など、賛否両論がございましたが、各自治会長さんには概ね御理解をいただいたものと思っております。

これを受けまして、県が現地調査を行い、11月18日付の文書によりまして大字久賀字地田5066番地8の町有地が建設候補地として最適である旨の通知をいただきました。

町といたしましては、先程も申し上げましたとおり、本町全体を視野に入れた災害拠点として、また、「安全・安心ステーション」としてのさらなる機能強化のために、山口県が希望する山口県大島防災センター隣の土地を幹部交番建設地として了承したいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 以上で議案の説明を終わります。

日程第4. 議案第1号

○議長（久保 雅己君） 日程第4、議案第1号平成26年度竜崎温泉潮風の湯機械設備改修工事の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 済いません。議案第1号平成26年度竜崎温泉潮風の湯機械設備改修工事の請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、平成26年11月12日に7社による指名競争入札の結果、株式会社三光電気工業所が6,350万円で落札いたしました。

落札価格に消費税の額を加えた6,858万円で請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要につきましては、一部の露天風呂を除く全ての浴槽をセピア色から無色にするため、機械室内のろ材及びろ過タンクの更新、ポンプ室付受水槽及び除鉄除マンガン装置の追加設置などを行うこととしております。

なお、参考までに、工期は契約の日の翌日から平成27年3月31日までを予定しております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まず一点は、今までもそうですが、設備関係についてかなり高落札が続いているという状況があります。これは執行部の皆さん方もよくよく調べてもろうたらよいかというふうに思います。

そういう中で、例えば高落札が起こす場合にいわゆる採算、落札して採算が合わないというこ

とが起こりうる場合があります。そういう場合に、例えば設計業者等によって実態としてかかる業者、かかる設計、で、かなり引き下げられる設計という場合が発生する、私は可能性があるんじゃないかというふうに思います。そういうときに設計業者との関係で、どうなのかというのが今回ちょっと気にかかる点であります。

そういう中で、見積もり等をつくった皆さん方そして契約監理課等が、今回の予定価格に対してどのように捉えているのかというのが一点です。

それともう一点が、今回6,000万円を超える投資をしますということで、先程、副町長のほうは無色透明にするんだということで報告されました。それで、今度はキラースンドから砂ろ過、ろ過方式が変わるというふうに聞いておりますが、それもこの投資をしたら、どの程度の町にとっての節約になる、今後の節約ですね、実際的にいうふうに考えておるのか。また今回の投資をして一体どのぐらいの償却期間かかるのか、いう部分です。

例えば機械償却等の場合はもう何年ですよというのがあって、こう移動いわゆる変化することがありますが、途中で、実際的にはかなりその機能が落ちるという場合もありますから、どういふふうに捉えているのかという点を聞いておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 広田議員さんの御質問2つばかりあつたと思いますが、まず、高落札の件でございます。全般的なことについては、私はちょっとここで私の立場から言いにくいんですけど、今回の議案につきまして高落札、97%ぐらいの落札率かと思いますが、それぞれ工事につきましては、いろんな事案ごとに違おうかと思えます。

今回の設計につきましては、国、県、町のそれぞれの諸経費は国の諸経費を使ったりしますので、一応そのルールの中で設計はしております。その中でいろんな条件がありまして、竜崎温泉につきましては設備ということで、今回ろ過器の更新が主なものでございまして、ある程度そのろ過器については、今ある配管と接続しますもんですから、ある程度特殊なものになろうかと思えます。その辺の特殊性と現在竜崎温泉、営業の中でこの工期内で3週間ばかり営業休止してやるということでございますので、大変厳しい作業日程になろうかとも思えます。

いろんな条件もありまして、今の設計の内容とか現場条件とか、いろんなその中でこういう落札率になったんじゃないかというふうに考えております。

次に、このろ過器を更新したことについてどういうふうな経済的なメリットがあるかということでございますが、この件につきましては、3月の建設環境常任委員会の中でも説明しておりますが、この中で特殊キラースンドが大体約3年で更新となりまして、交換経費が3年間を通しまして400万円、メンテナンスの経費が230万円程度が3年ごとに要るようになります。

これが砂ろ過になりますと、片添ヶ浜の遊湯ランドに似たような形になりますけど、これが8年間の更新になるというふうに考えてますので、その差額が経済的なメリットになるかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今の期間、いわゆる工事期間やら、国、県、町のいろんな単価を考えたときにぎりぎり一杯で予定価格をつくり、入札を執行したというのが部長の答弁でありました。

気にかかるのは最初に言いましたように、同じ工事をするにおいて、設計業者によって違う側面が発生するんじゃないかという危惧があるんです。例えば同じように設計しても設計業者による余裕といいますか、それでまた、ぎりぎり一杯の設計とか発生するんじゃないかということが私の危惧の論点であります。

ですから、そういう場合が発生することがあるんじゃないかという危惧で、部長のほうの答弁は期間そしてまた単価、それぞれを加味してやったので間違い、まあ、ぎりぎりのところという言い方をされたんですが、そこがひっかかる。議員からすれば、大体どこの今までずっとここ10年間見てきても、大体設計から入札そういう場合を見て97%以上がずっといっておるといのが実態ですから、その設計の中でそういうところがあるんじゃないかならうかというのが疑念です。再答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 設計内容についての御質問だと思いますが、今回、竜崎温泉の今回の工事につきましては、機械設備ということで土木工事であればある程度単価的なものは公表され、かついろんな面で事前の予定価格の公表もあります。

今回、竜崎温泉につきましては、部材とかその製品がほとんど見積もりになります。その辺で、若干いろんな設計についての厳しさがあったかもしれませんが、うちとしたらその見積もりをとって、その見積もりに対しての設計に反映してますから、それはあとは応札者の競争と入札ということにしか、ちょっと私では答えにくいところがあります。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 最後の質問になりますが、今から工事が開始されて工期内に終了ということになりますが、今後8年に一遍ぐらいの交換といいますか、そういう格好になる場合に例えば町内業者でいける工事見通しなのか、それともどういうふうにその場合を考えておるか、一般的に言えば、とられた業者さんができる、設備、中の交換ができるのか、それとも今

回別の業者さんが、発注するかどうかわかりませんが、それでできるのかという点についても一応最後に聞いておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 今後メンテナンス、更新時期についての町内業者でできるかどうかという御質問です。

周防大島町が運営しているというか管理している温泉が3つ、久賀は風呂ですけど、3浴施設あります。この中で事例でいいますと、やっぱり専門業者のほうが更新をしている状況でございます。今後のことについて私のほうからどうするかと言えば、そのときそのときで考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第1号平成26年度竜崎温泉潮風の湯機械設備改修工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。10時まで。

午前9時50分休憩

.....

午前10時00分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先程の休憩中、魚原満晴副議長から副議長の辞職願が提出されました。

.....

追加日程第1. 副議長辞職の件

○議長（久保 雅己君） お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日

程第1として日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により魚原満晴副議長の退場を求めます。

〔副議長 魚原 満晴君 退場〕

○議長（久保 雅己君） 職員に辞職願を朗読させます。

○事務局長（福田 美則君） 失礼します。

平成26年11月25日、周防大島町議会議長久保雅己殿、周防大島町議会副議長魚原満晴。

辞職願、このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（久保 雅己君） お諮りします。魚原満晴副議長の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、魚原満晴副議長の副議長の辞職を許可することに決定しました。

魚原議員に入場していただきます。

〔15番 魚原 満晴君 入場〕

○議長（久保 雅己君） 魚原議員に申し上げます。

先程提出された副議長の辞職願は許可されました。副議長、一言御挨拶願います。

○議員（15番 魚原 満晴君） 副議長の辞職に当たり、一言お礼を申し上げます。

力不足ではありましたが、1年間職務を、職責を努めてまいりました。今後は一議員とし周防大島町のさらなる発展のために力を注いで参りたいと思います。

町長を初め、執行部の皆さん、1年間本当にお世話になりました。ありがとうございました。

（拍手）

追加日程第2. 副議長の選挙

○議長（久保 雅己君） お諮りします。ただいま副議長が欠けましたので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2、副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定により投票で行います。

議場の入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（久保 雅己君） ただいまの出席議員は16名です。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、魚谷洋一議員、2番、平川敏郎議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配布〕

○議長（久保 雅己君） 念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙には被選挙人の氏名を記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（久保 雅己君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。

○事務局長（福田 美則君） 座ったままで、失礼いたします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1番	魚谷 洋一議員	2番	平川 敏郎議員
3番	田中隆太郎議員	4番	広田 清晴議員
5番	荒川 政義議員	6番	中本 博明議員
7番	松井 岑雄議員	8番	今元 直寛議員
9番	尾元 武議員	10番	平野 和生議員
11番	吉田 芳春議員	12番	濱本 康裕議員
13番	新山 玄雄議員	14番	小田 貞利議員
15番	魚原 満晴議員	16番	久保 雅己議員

.....

○議長（久保 雅己君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。魚谷議員、平川議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（久保 雅己君） 副議長選挙の結果を報告します。

投票総数16、有効投票のうち、松井岑雄議員15票、広田清晴議員1票。

以上のとおり、この選挙の法定得票数は4票です。したがって、松井岑雄議員が副議長に当選されました。

以上で、議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（久保 雅己君） 松井岑雄議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

松井岑雄議員、登壇の上、当選の承認及び御挨拶をお願いいたします。

○議員（7番 松井 岑雄君） 改めまして、おはようございます。

皆様の御信任をいただきまして、この度、副議長の席に着くことになりました。誠にありがとうございます。

私もかなり歳も歳でございまして、もう来年から後期高齢者に入ろうかと、もうじき賞味期限も切れているんじゃないかなというところまで来ておりますけれども、議長をお支えしながら1年間しっかり副議長として任を果たしたいと思っております。

これからも各議員さんの御支援を賜りながら、一所懸命周防大島町議会のさらなる前進に対しまして、皆さんと一緒に異体同心の力で頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

追加日程第3. 議席の一部変更

○議長（久保 雅己君） この際お諮りいたします。ただいま副議長の新旧交代がありましたが、この際慣例に基づき副議長が末尾から2番目になるように議席の一部変更を行いたいと思っております。

お諮りします。この件を直ちに日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議席の一部変更を行いたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちにこれを行うことに決定しました。

追加日程第3、議席の一部変更を行います。

副議長の新旧交代に伴い、会議規則第4条第3項の規定に基づき議席の一部を変更します。魚原議員の議席を7番に、松井議員の議席を15番にそれぞれ変更します。

暫時休憩します。10時半まで。

午前10時21分休憩

.....

午前10時30分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま変更した議席は、お手元に配りました議席のとおりであります。

----- . ----- . -----

日程第5. 常任委員会委員の選任について

○議長（久保 雅己君） 日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第109条第1項の規定により、条例で常任委員会を置くことができます。委員会条例第2条の規定により、常任委員会は3委員会とし、総務文教常任委員会6名、民生常任委員会5名、建設環境常任委員会5名の16名で構成されます。

選任の方法は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、皆様からの希望をとり、調整し、選任をしたい思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、皆様からの希望をとり、調整し、選任をいたします。

ただいまから希望調書用の紙を配布いたします。第1希望、第2希望を記入され、提出を願います。

暫時休憩します。10時50分まで。

午前10時32分休憩

.....

午前10時50分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員の選任につきましては、いろいろ検討しました結果、次のとおり決しましたので、事務局より朗読させます。

○事務局長（福田 美則君） 失礼します。常任委員会のお名前を申し上げます。

総務文教常任委員会、2番の平川敏郎議員、5番、荒川政義議員、7番、魚原満晴議員、12番、濱本康裕議員、13番、新山玄雄議員、16番、久保雅己議員、以上の6名です。

民生常任委員会、1番、魚谷洋一議員、4番、広田清晴議員、8番、今元直寛議員、9番、尾元武議員、11番、吉田芳春議員の5名です。

建設環境常任委員会、3番、田中隆太郎議員、6番、中本博明議員、10番、平野和生議員、14番、小田貞利議員、15番、松井岑雄議員、以上の5名です。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 以上が各常任委員会の委員であります。各常任委員会におかれましては、正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。11時10分です。

午前10時52分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長の互選の結果が通知されておりますので、事務局長より朗読させます。

○事務局長（福田 美則君） 失礼します。

総務文教常任委員会委員長、魚原満晴委員、副委員長、濱本康裕委員。民生常任委員会委員長、今元直寛委員、副委員長、広田清晴委員。建設環境常任委員会委員長、田中隆太郎委員、副委員長、平野和生委員。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 以上が各常任委員会の正副委員長であります。よろしくお願ひ申し上げます。

日程第6. 議会運営委員会委員の選任について

○議長（久保 雅己君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

委員会条例第4条の2第2項の規定により、委員定数は6名であります。選任の方法は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

委員につきましては、各常任委員会の委員長を含む6名を議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員については、各常任委員会の委員長を含む6名を議長が指名します。

議会運営委員会の委員につきましては魚原議員、今元議員、田中議員、平川議員、広田議員、

荒川議員を指名します。よろしくお願い申し上げます。

議会運営委員会におかれましては、正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。25分まで。

午前11時12分休憩

.....
午前11時25分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員の正副委員長の互選の結果が通知されますので、事務局長より朗読させます。よろしくお願い申し上げます。

○事務局長（福田 美則君） 失礼します。

議会運営委員会委員長、平川敏郎委員、副委員長、広田清晴委員。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） よろしくお願い申し上げます。

追加日程第4. 議案第2号

○議長（久保 雅己君） 次に先程、周防大島町長から、議案第2号平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてが提出されました。

お諮りします。議会運営委員会で協議の結果、議案第2号は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第4として、審議することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第4、議案第2号平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 本日追加提出をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号は、11月21日の衆議院解散に伴い、12月14日に執行される衆議院議員選挙に係る執行経費を措置するため、平成26年度一般会計補正予算（第4号）を専決処分により処理いたしましたことにつきまして、議会の承認をお願いするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保 雅己君） 補足説明を求めます。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 議案第2号平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて補足説明をいたします。

御承知のとおり、去る11月21日に衆議院が解散され12月2日告示、12月14日投票により、衆議院議員総選挙が執行されることとなりました。つきましては直ちに選挙準備に要する経費を予算化する必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことから、本日配布いたしました議案書3ページのとおり、11月21日に地方自治法第179条第1項による専決処分を行いましたので、同条第3項に基づき、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に2,370万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を151億8,617万2,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

歳入につきまして、14款県支出金3項県委託金1目総務費県委託金に、衆議院議員選挙委託金2,370万4,000円を新規計上しております。

歳出につきましては、12ページをお願いいたします。

2款総務費4項選挙費に新たに4目衆議院議員選挙費を設け、報酬を初め選挙に要する経費について歳入と同額の2,370万4,000円を新規計上しております。

以上が、議案第2号平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについての概要でございます。

何とぞ御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わります。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 一点だけ聞いておきます。

今回専決処分せざるを得ないという理由については、十二分に承知しております。

その上で、今回工事請負費162万円とありますが、実質的には随意契約でいくというのが、いわゆる契約そのものも入札することが不可能という考え方だろうというふうに思います。新聞紙上を見ると、随契でいきたいということですが、その辺の流れについて補足的な答弁と162万円についての基本的な金額、例えば4社でこういう金額でいけるだろうという考え方について、答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 今回のポスター掲示場の設置の工事請負費の考え方でございますけ

れども、これまさしく急を要するというので、入札で行う時間的余裕もございません。

したがって、私ども考えておりますのは、今年行われました県知事選挙でポスター掲示場を4地区それぞれ分けて発注をしております。この業者さんに随意契約でお願いしたいという考え方で、それをベースに積算をして今回予算計上をさせていただいております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第2号平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって本案は承認することに決定しました。

暫時休憩します。50分まで。

午前11時32分休憩

.....

午前11時50分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

追加日程第5. 柳井地区広域消防組合議会議員辞職の件

○議長（久保 雅己君） 平野和生議員、吉田芳春議員から柳井地区広域消防組合議会議員の辞職願が提出されています。

お諮りします。柳井地区広域消防組合議会議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、柳井地区広域消防組合議会議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第5、柳井地区広域消防組合議会議員辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、平野和生議員、吉田芳春議員の退場を求めます。

〔10番 平野 和生君、11番 吉田 芳春君 退場〕

○議長（久保 雅己君） お諮りします。平野和生議員、吉田芳春議員の柳井地区広域消防組合議会議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、平野和生議員、吉田芳春議員の柳井地区広域消防組合議会議員の辞職を許可することに決定しました。

平野和生議員、吉田芳春議員に入場をしていただきます。

〔10番 平野 和生君、11番 吉田 芳春君 入場〕

追加日程第6. 柳井地区広域消防組合議会議員の選挙

○議長（久保 雅己君） ただいま柳井地区広域消防組合議会議員が欠けました。

お諮りします。柳井地区広域消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第6として直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、柳井地区広域消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第6として直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第6、柳井地区広域消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

柳井地区広域消防組合議会議員に魚谷議員、吉田議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました魚谷議員、吉田議員を柳井地区広域消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。ただいま指名いたしました魚谷議員、吉田議員が当選されました。吉田議員、魚谷議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

次に、中本博明議員から柳井地域広域水道企業団議会議員の辞職願が提出されております。

追加日程第7. 柳井地域広域水道企業団議会議員辞職の件

○議長（久保 雅己君） お諮りします。柳井地域広域水道企業団議会議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第7として、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、柳井地域広域水道企業団議会議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第7、柳井地域広域水道企業団議会議員辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、中本博明議員の退場を求めます。

〔6番 中本 博明君 退場〕

○議長（久保 雅己君） お諮りします。中本博明議員の柳井地域広域水道企業団議会議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、中本博明議員の柳井地域広域水道企業団議会議員の辞職を許可することに決定しました。

中本博明議員に入場していただきます。

〔6番 中本 博明君 入場〕

追加日程第8. 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙

○議長（久保 雅己君） ただいま柳井地域広域水道企業団議会議員が欠けました。

お諮りします。柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第8、柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。議長が指名することに決定しました。

柳井地域広域水道企業団議会議員に中本議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました中本議員を柳井地域広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。ただいま指名しました中本議員が当選されました。

中本議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

暫時休憩します。12時5分まで。

午後0時01分休憩

.....

午後0時05分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

松井副議長、議長席に登壇願います。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（松井 岑雄君） 久保議長が柳井地域広域水道企業団議会議員の辞職願を提出し、地方自治法第117条の規定により、席を外されました。したがって、地方自治法第106条に基づき、議長に事故ありとみなし、小職が議長の職を務めさせていただきます。

追加日程第9. 柳井地域広域水道企業団議会議員辞職の件

○副議長（松井 岑雄君） お諮りします。柳井地域広域水道企業団議会議員の辞職の件を日程に追加し、追加日程第9として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松井 岑雄君） 御異議なしと認めます。よって、柳井地域広域水道企業団議会の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第9として直ちに議題とすることに決定いたしました。

それではここで配布をさせていただきます。

追加日程第9、柳井地域広域水道企業団議会議員辞職の件を議題とします。

お諮りします。久保雅己議員の柳井地域広域水道企業団議会議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松井 岑雄君） 異議なしと認めます。よって、久保雅己議員の柳井地域広域水道企業団議会の議員の辞職を許可することに決定いたしました。

久保雅己議員の入場を許可いたします。

〔16番 久保 雅己君 入場〕

○副議長（松井 岑雄君） 以上をもちまして議長の職務は全て終了いたしました。

久保議長に、議長席に登壇を願います。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（久保 雅己君） ただいま柳井地域広域水道企業団議会議員が欠けました。

追加日程第10. 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙

○議長（久保 雅己君） お諮りします。柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第10として直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第10として直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第10、柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。議長が指名することに決定しました。

柳井地域広域水道企業団議会議員に平野議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました平野議員を柳井地域広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。ただいま指名しました平野議員が当選されました。

平野議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知を

します。

追加日程第11. 議会運営委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（久保 雅己君） 次に、議会運営委員長から、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第11として直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第11として議題とすることに決定しました。

追加日程第11、議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を上程し、これを議題とします。

議会運営委員長から、議会運営に関する事項、議会の会議規則及び委員会条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項等について、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の特定の事件として、委員の任期中の継続審査としたい趣旨の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長の申し出のとおり、申し出事件を委員の任期中の特定の事件として、閉会中の継続審査に付することを御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申し出のとおり、申し出事件を委員の任期中の特定の事件として、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

○議長（久保 雅己君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された議案の審議は全て議了いたしました。

これにて、平成26年第3回周防大島町議会臨時会を閉会します。

○事務局長（福田 美則君） 御起立願います。一同、礼。

午後0時14分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 久保 雅己

副 議 長 松井 岑雄

署名議員 平野 和生

署名議員 吉田 芳春